

第3章

「人間の安全保障」と人道的介入 —脆弱な国家における人間の安全—

滝澤美佐子

はじめに

国連開発計画（UNDP）による「人間の安全保障」概念の提唱以来、「人間の安全」を軸とした開発や安全保障の国際政策が現実のものとなっている。「人間の安全保障」概念の「恐怖からの自由」および「欠乏からの自由」の二つの系譜を受け、国連のコフィ・アナン事務総長は、1998年の事務総長報告書において、開発、人権、安全保障の相互関連性を意識し、「人間の安全保障」を国連の中心概念とするとしている。さらに、ミレニアム・サミットにおけるアナン事務総長の報告書、「われら人民—21世紀における国連の役割」において、世界の二大課題として「欠乏からの自由」を開発の課題として、「恐怖からの自由」を安全保障の課題として位置づけ、恐怖からの自由について、人道的介入を肯定する立場を示している。

「人間の安全保障」は、論者によって、また諸国の国際政策によって、その意味する内容や対象において相違が見られる。対象となる人間とは誰なのか、安全の意味内容は何か、誰が、どのような手段によって保障するのかについて、さまざまな観点が見られる。しかしながら、「人間の安全保障」の諸政策、諸論から、多くの地域紛争を抱えるアフリカ地域を対象から外すものはない。市場経済のグローバル化の問題とアフリカ地域の紛争の関係も、「人間の安全保障」の諸政策、諸論の出現の背景となっている。

本章が扱う人道的介入は、「人間の安全保障」の実現手段として可能性を排除しない立場と、「人間の安全保障」の立場からはとられるべきではないとする立場があり、諸国の政策上も諸言説の上でも議論は複雑な様相を呈している。「人間の安全保障」という概念が、人道的介入との接点を探ることによって、まったく異なった中身を持つことに気づかされる。また、人道的介入は、ソマリアにおいて実

行され、ルワンダにおいて逆に実行されないという対照的な事例にみられるように、本研究会の主題であるアフリカの紛争との文脈でも検討が必要とされている。すなわち、国内的に脆弱な状態にある国家における人々の安全を理論的にも現実的にもどのようにしていくのかという問題が問われており、そこに人道的介入を含めるべきかが併せて問われるのである。

本章は、まず、「人間の安全保障」の立場から人道的介入を手段として含める立場をとり、その論拠を明確に示しているカナダ政府の政策を追い、その内容と背後にある原理的な説明や目的を理解することからはじめる。次に、「人間の安全保障」の立場から人道的介入を否定する立場をとる政策や論をとりあげ、人道的介入の問題点をカナダ政府とは別の視角から拾い上げる。その上で、「人間の安全保障」と人道的介入の是非の諸論から、アフリカの紛争地域を想定した内的に脆弱な国家における人間の安全の確保について概略的ながらいくつかの問題の整理を試みたい。

本論に入る前に、用語の定義と確認をしておきたい。本章で、人道的介入 (**humanitarian intervention**) とは、「ある国家または地域において発生した重大な人権侵害および人道的危機が発生している場合に、国家あるいは国際機構の決定に基づいて武力行使が行われること」という意味で用いる。人道的介入は、広義には、強制力を伴わない人道的援助活動をも包摂するものとして使用されるが、本章は、武力による強制または威嚇の要素を含む狭義の人道的介入に限定する。また、「人間の安全保障」は、今日、先進諸国や国連の政策・行政用語として用いられている場合と、学術用語や市民運動の言葉として「人間の安全保障」が用いられる場合がある。前者については、「人間の安全保障」政策とし、後者の書論については「人間の安全保障」論として表記する。

第1節 カナダ政府の「人間の安全保障」政策と人道的介入

1. 対象となる「人間」

クレティエン政権は、1995年の外交白書『世界の中のカナダ』において、「人間の安全保障 (**human security**)」を初めて外交政策目標として提唱した。推進役となったアクスワージー (**Lloyd Axworthy**) 前外務大臣には、今日の紛争のほ

とんどが国内紛争であり、市民が犠牲者となっているために、市民の保護を安全保障の対象に移行させるべきだという問題意識があった。2000年にカナダ政府は、『恐怖からの自由 (Freedom from Fear)』と題する政策文書を公刊している。ここでは、恐怖からの自由の重点分野として、①武力紛争下における人間の保護、②平和支援活動、③紛争予防、④ガバナンスと説明責任の醸成、⑤公共の安全確保が掲げられている。

ここで、人道的介入との接合がみられるのは、武力紛争下にある人間の保護との関連においてである。

カナダ政府は、差し迫った保護の必要のある人間をいかに救援するかという視点から、論を展開している。文民保護の目的は、武力紛争における人的コストを減らすための、法的規範の強化、国際的な対応能力と政治的意思の形成の強化であり、とりわけ注意を要する問題として、地雷の脅威、戦時下の子どもたちや国内避難民の窮状、人権保障のための現地活動の強化、そして、極端な状況では残虐行為や戦争犯罪を停止させるための軍事力の展開が挙げられている。子ども兵士、戦災児童、国内避難民の他にも、難民キャンプの安全、人道支援要員の安全なども含まれる。

カナダ政府は、「人間の安全保障」の対象を、武力紛争下の人間の安全（とりわけ戦災児童、避難民）といったより具体的な人間像に絞り込んでいる。国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) も『世界難民白書 (1997/8)』において、同様のアプローチをとっている (来栖 [2001]) が、これらは、「人間の安全保障」という論争的かつ定義の難しい概念を、ひとまず特定目的のために操作可能なものとし、具体的かつ差し迫った必要のある対象を挙げ、安全を保障する主体、手段を明確にして実践的に用いている試みといえよう。

2. 「保護」の論理と方法

カナダ政府は、武力紛争の脅威から人間の安全をいかに守るかにつき、検討を深めるために、2000年9月に「介入と国家主権に関する独立国際委員会 (ICISS)」を設置している。1年間に及ぶ検討を経て、委員会の最終報告書『保護への責任 (Responsibility to Protect)』が発表されており、報告書が打ち出した原則が、カナダ政府の『恐怖からの自由』政策を支えるものとなっているため、カナダ政

府が「人間の安全保障」政策において人道的介入を肯定する論理を知るためには必須の文書である。ICISS の報告書の人道的介入論は、2003 年の緒方・セン報告書においても武力紛争下の人間の保護と人道的介入に関して引用がなされている（緒方・セン[2003: 52]）。

ICISS は、上述の報告書において国家と国際社会が、状況によっては武力行使を伴ってでも人々を保護する責任があるとした。

ここでは、伝統的な議論である、他国にある自国の財産および自国民の保護を目的として武力に訴える人道的干渉が、国家の権利かどうかとして議論されたのに対して、責任という言葉をあえて使用している。すなわち、「介入する権利」ではなく「保護への責任」という言葉でその相違を表している。その背景にある論理は、主権概念の制約と大きく関係している。言い換えれば、保護する責任が内政不干渉原則を乗り越えるための論理として作用する様が見て取れるのである。

ICISS は、「保護への責任」を次のように説明する。「主権国家は避けることのできる災難から自国民を保護する責任を持つ。しかし、主権国家が、自国民を保護する意思をもたない、もしくは、保護することができない場合には、その責任は、ひろく国際社会が負わなければならない。」とするのである。ICISS は、国家主権に外的主権と内的主権があるとし、外的主権は、他の国家を尊重する主権平等原則と関わり、内的主権とは、自国内の人々すべての尊厳と基本的権利を尊重することであるとする民族自決権に基づく。「保護への責任」との関係では、後者の内的主権が、主権国家により行使されない場合、その国家に代わって国際社会が主権を行使するという意味となり、そうした国際社会の関与が内政不干渉に對抗できることになる。報告書は、この主権の再定義（recharacterization）について、規制としての主権から責任としての主権への転換であるとしている。この主権の再定義は、国際人権規範のかつてないインパクトと「人間の安全保障」概念の言説によるのであるとしている。

「保護への責任」の方法は、報告書によれば、3つの段階がある。「予防する責任」、「対応する責任」および「再建する責任」である。これらを総称するのが、「保護への責任」であり、その総合的な意味合いは、「リスクに直面する人々の生命の確保のための保護と支援を提供すること」とされている。

本研究会で使用している用語にしたがえば、「予防する責任」は「予防外交」か

ら武力にいたらない「平和維持」までを含む。「対応する責任」は、「人道的介入」に相当し、「再建する責任」は、「平和構築」にあたる。この3つの方法によって、国家が領域内の人々の保護を完全には提供できない状況下においては、「保護への責任」が国際社会によって貫徹されるべきであるとする。「保護への責任」は、「予防する責任」にもっとも重点が置かれるべきであることも指摘されている。

3. 「対応する責任」（＝人道的介入）と武力行使の要件

カナダ政府は、「対応する責任」すなわち武力による人道的介入は、予防的な選択肢が尽くされたのちに考慮されるべきであること、国連安全保障理事会によって容認されているものであるべきこと、の2つを主要要件として強調している。介入の決定にあたって、「正当な理由」、「証拠の問題」、「意図の正しさ」、「最終的な手段」、「均衡の取れた手段」、「合理的な見通し」の6つを挙げ、その他、「適切な介入主体」、「活動上の諸原則」についても詳細に要件を挙げている。以下、簡単に内容を概観する。

（1） 正当な理由

人間の保護のための軍事介入が、例外的かつ非常な手段であり、差し迫った人命の脅威に対する手段であるとした上で、次の理由を挙げている。「A. 集団虐殺の意思の有無にかかわらず、国家による計画的行為・国家の不作為ないしは能力の欠如・国家の崩壊等により多数の人命が実際に失われるか失われる懸念がある場合、ないしは、B. 殺害行為・強制的排除・テロ行為・強姦等により大規模な民族浄化が実際に行われるか行われる懸念がある場合」である。

（2） 証拠の問題

介入すべき非人道的な状況が客観的に存在するかどうかについて、赤十字国際委員会のような中立的人道機関による情報は重要である。また、国連においては、国連難民高等弁務官および国連人権高等弁務官の関与も有益である。さらに、安全保障理事会が事実調査ミッションを送って客観情報の把握につとめることも考えられる。事務総長の権限で、情報の把握をし、安全保障理事会に国連憲章99条に基づいた勧告を行うということも考えられる。

(3) 意図の正しさ

介入の第一義的目的は、人的被害を停止もしくは回避するためのものでなければならない。意図の正しさは、多国間の活動によってよりよく確保されるし、地域的な意見、犠牲者によって明確に支持されるものである、とする。

(4) 最終的な手段

軍事介入は、あらゆる非軍事的な予防のための選択肢や危機の平和的解決が尽くされた場合、さらに、軍事力に満たない措置が成功をもたらさないという合理的な理由がある場合にのみ正当化される、とする。ここでいう軍事力に満たない措置とは、すべての予防措置を含む他、経済制裁、政治的制裁など非軍事的な強制措置や、国際刑事裁判所などの刑事裁判手続きへの付託を意味する。非軍事的制裁および刑事裁判の利用は、予防措置であるとともに、軍事的介入措置を回避するための措置としての発動されるものとする。

(5) 均衡の取れた手段

計画された軍事介入は、規模、期間、強度において人間の保護の目的を確保する必要最小限のものとするべきである、とする。

(6) 合理的な見通し

介入を正当化しうる、状況の停止または回避を成功裏に行う合理的な機会があり、介入によってもたらされる結果が不介入によってもたらされる結果よりも悪化することのないこと、とする。

(7) 適切な介入主体

人間の保護を目的とした軍事介入を承認するのに最も適した機関は、国連安全保障理事会である。安全保障理事会がそうした機能を発揮するべく強化されるべきである、として、あくまで国連の活動として「対応する責任」が全うされることが意図されている。安全保障理事会が機能しない場合には、総会が代わって機能を果たすべきだとしている。地域的機関、準地域的機関による軍事介入が行わ

れる場合には、国連安全保障理事会の承認が必要であるとされている。

国連安全保障理事会の承認は、すべての場合に、軍事介入以前になされるべきであり、人的被害の状況が常に報告されるべきこととされている。

(8) 活動上の諸原則

さらに、実際の活動においてプラグマティックな諸原則も盛り込んでいる。例えば、明確な目的、すべてにわたって明確な職務権限、職務に合致した人員などの資源の供給、一元的な指揮の統一、指揮命令系統の明確化、目的が人間の保護であり国家への対抗ではないこと、人道的援助機関との最大限の調整、などである。

第2節 カナダ政府の政策の分析

以上、カナダ政府の『恐怖からの自由』の内容のうち「対応への責任」にあたる部分を概観した。武力紛争下の人間の安全の問題は、難民、避難民や戦時下の子どもなど、被害の最も甚大な人々の差し迫った必要が実際にあり、いかにそうした人々を守るかという必要から生じたもので、目的も鮮明である。カナダ政府が、こうした政策をとる、意図や背景については、さらなる検討を要することを断りつつも、現段階で見えてくる主要論点について分析を加えたい。

1. 国際人権規範、国際人道法の影響と克服

カナダ政府の言う武力紛争下の人々の「保護への責任」が守ろうとする価値は、第二次大戦後、国連が世界人権宣言の採択以来積み重ねてきた国際人権規範の設定する内容や戦時の文民保護などを定めたジュネーブ条約にみられる国際人道法の諸原則にみられる規範内容と軌を一にしている。したがって、カナダ政府が『恐怖からの自由』の中で繰り返すように、人権・人道意識の高揚が「人間の安全保障」のベースにあることは間違いない。重要な点は、国際人権法や国際人道法といった実定法上明文で定められた「人間の安全」(人権や人道)を保障する義務主体が、本来は締約国たる主権国家であるのだが、その締約国が義務を履行できない場合には、国際社会がそれにかかわって連帯責任を負うとしていることである。

これは、実定法上定められた義務規定には見られない解釈である。国際法上定められた人権や人道的取り扱いについて当事者に与えられるべき水準に変わりはないとしても、義務主体が国家を代替する国際社会となるという変更が生じている。ここで、甚だしい非人道的状況においては、国際法上の保護法益は、主権よりも人権・人道に移行することが主張されていることに注意しなければならない。

これは、国際刑事裁判所などが設定する普遍的管轄権の考え方も乗り越えるものである。国際刑事裁判所は、国内における甚だしい人権侵害を国際犯罪だとし、その犯罪を裁く刑事管轄権を、国内裁判所に加えて国際刑事裁判所ももちうるとするものである。そこでは、補完性の原則が働いており、国内裁判所に第一義的な処罰の義務があり、国際的な裁判管轄権は、国内的なそれを補うものとされている。カナダ政府の「保護への責任」においては、甚だしい人権侵害・人道危機に際して、軍事力による人道的介入を肯定した「対応する責任」を明記している。人権侵害状況に対し、刑事罰ではなく、手段として国際的な軍事力を用いることを肯定しており、これも、国際人権法、国際人道法の既存の枠組みを乗り越えるものである。これが、国際人権法、国際人道法の限界を克服する肯定的なものとして評価しうるのかどうかは学説上も一致した見解はない。

2. 主権概念の転換と内政不干涉

国連憲章第2条7項に明文で定められている国内事項不干涉の原則は、国連憲章を離れた一般国際法上も内政不干涉原則として確立している。この原則は、主権国家がそれぞれの国内の問題を解決するという前提のもとに成り立っている制度である。しかしながら、カナダ政府の政策は、主権国家が国家領域内の人々の保護という主権的責任事項を処理できない、もしくは、その意図を持たない場合に、国家はすでに主権を国際社会に移譲（もしくは委譲）するという解釈をとっている。

しかしながら、どの時点で、内政不干涉が不問とされるような事態であると判断するのかについては、問題が残されている。上述のとおりカナダの政策では、人道的介入が許される場合として、「A. 集団虐殺の意思の有無にかかわらず、国家による計画的行為・国家の不作為ないしは能力の欠如・国家の崩壊等により多数の人命が実際に失われるか失われる懸念がある場合、ないしは、B. 殺害行為・

強制的排除・テロ行為・強姦等により大規模な民族浄化が実際に行われるか行われる懸念がある場合」とした。これは、A. およびB. の場合ともに、明白に重大な人権侵害や人道的危機が生じている場合のみならず、その「懸念がある場合」を含んでいることに注意が払われなければならない。このことは、予防的な人道的介入を、カナダが認めているということを示している。予防外交において強制力を認めるかという問題にも関わるが、この「懸念がある場合」とそうでない場合のグレーゾーンにある場合、誰が、どのように認定し、どのような介入方法を採用のかという詰めた問題が、カナダの人道的介入肯定論の課題として内包されている。

3. 集団的安全保障の弾力的運用

「対応への責任」(人道的介入)の制度化がなされていない今日、人道的介入を実行する主体は、既存の国家(単独または複数)または国際機構(国連または地域的取極)ということになろう。9. 11後の米国による対テロ戦争により、今日では、第一に挙げた国家(米国単独または支援国との共同による)による軍事的活動も、現実的には人道的介入を実行する主体の候補として想定してもおかしくないような事態が展開されている。単独または少数国家による国連を通さない(人道的)介入は、介入の自由度があるものの、恣意性において重大な問題を提起する。二重基準の問題も増幅される。カナダは、こうした単独国家による介入を肯定せず、既存の国際制度を利用することを主張している。それが、国連の集団安全保障制度であり、地域的取極であろう。カナダ政府は、国連安全保障理事会の承認のもとで国連が介入することが、もっとも適切な主体であり手続きであるとしているが、方法としては、集団的安全保障を弾力的に運用するということであろう。憲章第7章により、「国際の平和および安全に対する脅威」として、人々の保護を放棄ないし不可能とした当該国家の人的状況を認定して、必要となれば武力行使も含めた「必要なあらゆる措置」をとるというなかで国際社会において「対応への責任」を果たしていくのが、より恣意性を排除できる正当な対応であると考えている。こうした方法は、そもそも、集団的安全保障方式が想定したものとは言えないために、カナダ政府は、上述したように介入の基準や原則について細かく提唱し、諸国の合意形成を促進することを意図している。それによ

って、恣意性は、単独介入の場合よりは薄まることが想定できるが、二重基準の排除についての問題は残るであろうし、即応性においても検討が望まれよう。

以上の、3点が大きな論点といえるが、カナダは、人道的介入を、あくまでも最後の手段としての残すということで、あらゆる予防措置や平和構築を駆使することが最優先課題だという主張であることは再確認しておきたい。ただし、人道的介入という強制手段を排除しなかったのは、既存の制度や法的枠組み、とりわけ伝統的な国家主権論を乗り越えることなしには、差し迫った人々の安全への脅威に救援の手をさしのべることが不可能であろうという現実的認識が要因の一つになっているためだと思われる。

第3節 人道的介入の問題点—「人間の安全保障」論からの危惧

さて、以上に検討したカナダ政府の人道的介入肯定論に対し、否定的な見解をとる「人間の安全保障」の政策や論も存在する。政策としては、日本の「人間の安全保障」政策があり、論としては、武者小路らによる『人間安全保障』についての公開書簡（武者小路ほか[2002]）、勝俣らによる『グローバル化と人間の安全保障』（勝俣編著[2001]）を挙げることができる。その他にも、人間の安全保障そのものを検討する論を取り入れて、指摘されている問題点を記述していきたい。

1. 国家主権の制限に関連した批判

日本はこれまで、「人間の安全保障」を欠乏からの自由に力点を置く開発援助型アプローチをとってきた（滝澤 [2002]）。これは別の視点からは、主権国家の合意のもとに人々の安全を考えようとする国家主権を尊重するためだといえる。人道的介入のような、国家主権を限定的にとらえて内政不干涉原則を乗り越えようとする立場に対しては、政策的な次元、すなわち、「人間の安全保障」に対して、途上国からの反発をかえって増すことへの危惧から、慎重な姿勢を見せている（上田 [2000]）。

また、武力紛争下の人々の安全を軍事力を用いてまで救援するべきだとするカナダ政府の政策自体が矛盾しているという指摘もある。土佐弘之は、カナダ政府

の難民の庇護の消極姿勢が、1990年代になって目立っていることを挙げ、「人間の安全保障」概念の普及は、こうした先進諸国の要塞化、世界全体としてのグローバル・アパルトヘイト化と平行して起きている」とし、「恐怖からの自由」の実現を唱える者自身が、実は他者に対する怖れに取り憑かれている」という「皮肉」を語っている（土佐 [2003]）。カナダ政府において、主権的権利は人間の安全のために制限されようとするのではなく、むしろ、国内における入国管理という最も国家主権の機能が発揮される場面において、主権がむしろ強化されているという「逆説」があり、これは、カナダ政府のみならず、先進国全般に起きている現象である。この指摘は、人道主義を掲げる側が、いかに、人道主義を限定的に用いているかを批判的に指摘している。

武者小路らは、グローバル化が、ネオリベラル・グローバリゼーションのかたちで進行しているという認識から公共財の提供を役割とする国家の衰退が起り、人間の不安全が助長されているとし、国家の衰退により、「国境を横断する新たな「主権者」を出現させた」と表現し、新植民地主義的傾向を主張している（武者小路 [2002: 190]）。「人間の安全保障」概念そのもののあいまいさとイデオロギーを指摘する重光哲明は、「人間の安全保障」自体が、「地域住民を欠如や不足を前提とした受け身で下位の存在に固定しようという、抑圧的で限定的、ネガティブで悪意に満ちた支配のイデオロギー」の表現だとし、歴史的に西欧中心主義や植民地主義の延長であり、新植民地主義的傾向を同様に指摘する（勝俣 [2001: 260]）。人道的介入は、「支配のイデオロギー」の中で最も危険な方法と考えられることになる。

2. 人権・人道主義などの普遍性の横領への批判

グローバルな覇権構造との関係から、人道的介入の真の意図が、普遍性によって隠されてしまうことを警戒する立場に、武者小路公秀らの『人間の安全保障』についての公開書簡（武者小路ほか [2002]）、土佐弘之の批判がある。

武者小路公秀らは、人間の安全保障についての公開書簡で、人間の安全保障について、4つの原則を提起している。すなわち、①日常の不安を中心に置くこと、②最も弱いものを中心に置くこと、③多様性を大切にすること、④相互性を大切にすること、である（武者小路ほか [2002: 189-90]）。人道的介入は、人権・人

道といった普遍的価値の擁護を基盤としていることによって、覇権的発想の真意が隠れやすいとする。グローバル・ガバナンスの西洋的枠組みは、民主主義と人権の普遍性を横領（恣意的に利用）しており、新植民地主義的である。それが、ならずもの国家に軍事介入する権利を支え、グローバル・ガバナンスを強制する。行われる人道的介入は、覇権を強化する効果を持つために逆に危険であるとする。

土佐は、独自の「人間の安全保障」論を提唱するものではないが、「人間の安全保障」に関する論考の中で、人道主義に基づく行為に、「まなざしの非対称性という権力関係」の潜むことへの警戒を発している。人道主義によって投げかけられる眼差しは、強者から弱者、北から南への眼差しなのであろうし、そこで、「＜行政管理＞政治体系のグローバル化、つまり「人間の幸福の客体化」を目指したグローバル・ガバナンスの形成」が行われている、とする（土佐 [2003: 128-9]）。

3. 意図の正しさへの批判

最上敏樹は、必要やむを得ない場合の人道的介入の可能性を排除していないが、国家による軍事的介入は意図の人道性が定かでない場合がほとんどであり、下流における人道的介入よりも市民による上流での介入を強調する（最上 [2001]）。武者小路は、人道的介入は、そもそも、意図として自国資本の保護などが含まれ、そうした意図を排除する可能性が極めて難しいとしている（武者小路 [2003]）。人道的介入によって、大規模な難民流出を未然に防ぐということも、人道上の目的に加えた戦略的意図として読みとることができるという指摘もある（来栖 [2001]）。

4. 軍事化と人間の不安全への視点

国家安全保障（または国際安全保障）と人間の安全保障の齟齬、矛盾についての指摘から、軍事がそもそも一部の人間の不安全を前提とするという論が展開される。

武者小路らの「公開書簡」では、グローバルな軍事化が人間不安の源泉であるとして、一項目を設けている。そこでは、男性中心主義的な軍隊や平和維持活動が行使するジェンダー暴力について触れ、沖縄の状況やソマリアでおきたカナダの平和維持活動要員による青年の暴行事件を挙げている。そして、今日、軍事要

員が警察活動をする場合に考慮し、一般市民と軍隊の接触が増えている中、軍事による安全保障がとりわけ弱者である女性と子どもに不安を強めていることを指摘している（武者小路ほか [2002: 192-195]）。

村上陽一郎は、「ある個体の「生存」の否定が、その個体を含む集団の「安全」に不可欠である」ことを指摘している（村上 [1998: 199]）。緒方・セン報告書や、武者小路や勝俣誠が提唱する「人間の安全保障」論が、すべての人間の安全、もしくは、最も弱い人々の安全を優先することを唱えるのに対し、人道的介入は、破壊行動であるので、ごく一部としてであれ、介入側と介入される側の人間が死ぬことを想定している。

5. 武装集団化の論理への視点

今日の世界の状況を、社会学的な「安全共同体」という概念で切り込んで、人道的介入が政策的に妥当でないとする主張がある。武者小路は、今日、開発途上国で起きているグローバル化による不安全状況を指摘し、自ら暴力手段を保有し、自己の武装化を正当化する「安全共同体」の形成が起こっていることを示す（武者小路[2003]）。人道的介入は、こうした武装化した「安全共同体」を非武装化するために行われるわけであるが、「武装に踏み切った国家以外のさまざまな「安全共同体」の集団レベルでの不安全感をなくさないで、無理に武装解除したのでは、増々その不安全感を増幅することになって、問題の解決にはならない」として、人道的介入がこうした政治経済的な要因を無視して正当化される傾向を批判している。「人間にとって、そして人間集団にとって、なにが不安であり、どんな条件が満たされれば、人々は不安でなくなるのか、ということを基準にして「人間安全保障」を定義することが、最も自然であろう」と指摘している。

武者小路はまた、アフリカの紛争を考える場合にも、国家による安全保障能力が脆弱化したために、国家の内包していたさまざまな「安全共同体」が再武装化したことが原因であると指摘する（武者小路[2003]）。こうした、「安全共同体」の安全保障のジレンマについての目配りはカナダの人道的介入論には欠けている。

第4節 脆弱な国家の人間の安全と人道的介入

以上、人道的介入を「人間の安全保障」に含む立場への批判を列挙してきた。簡単に批判をまとめると、以下のようになる。第一に、内政不干渉を乗り越える人権・人道の原則の普遍性・人道主義が、つねに本来の意図と行動を隠蔽するごまかしを伴うことへの警戒である。第二に、「人間の安全保障」が、ネオ・リベラルグローバル化と軍事化による人間不安の克服を前提にしてでてきたにもかかわらず、人道的介入を「人間の安全保障」政策に含める場合、背景にある克服すべき政治経済的な覇権構造をかえって強化してしまうという危惧である。第三に、人道的介入を含めた「人間の安全保障」政策には、支配のイデオロギーが背後にあり、介入される側は完全に排除されている。人道的介入が、国家安全保障、国際安全保障の枠組みで発動される限り、重光の言うように「地域社会の具体的な関係のなかで、日々生活し生きている南の人々は、外から定義される抽象的かつ普遍的な「安全保障」の内容の決定過程とは、実際には無縁であり、その過程から完全に排除されている」（勝俣 [2001: 260]）のである。第四に、軍事力そのものの人間に与える不安全问题がある。

上記四点を踏まえながら、最後に、「人間の安全保障」から見た人道的介入の論点整理を行って総括し、次年度に向けて残された課題について言及したい。

1. 紛争予防、平和構築の優先

上記、第一と第二でまとめたように、人権・人道性の普遍性を外観として装う介入の警戒、ネオ・リベラル・グローバル化と軍事化との関係で人間の安全と不安全感の増幅を見ていく場合に、人道的介入は、回答にはなりえないことは明らかである。すなわち、今日の世界的な、とりわけ、アフリカの地域紛争下にある脆弱な国家の人間の安全をグローバル化との関連で問題視していく場合には、人道的介入よりは、非軍事的な紛争予防、平和構築が、介入される側の内発的な力を阻害しない形で必要とされていることは明白である。また、人権・人道の普遍性は、裁判制度によって、あるいは、人権条約上の既存の枠組みによって法的に実現されることが望ましい。

いかなる地域紛争も、さまざまな段階と複雑な要素がからみ、恐怖からの自由

と欠乏からの自由を切り離して考えることは非現実的である。勝俣によれば、アフリカの地域紛争には、漢方的アプローチ（自己治癒力を高める長期的な取り組み）による非軍事の予防外交が必要だとしている（勝俣 [1999: 64-66]）。また、勝俣は、アフリカの紛争の場合、「紛争の日常化」があり、「ある特定の武力紛争の事前と事後が見極めにくくなっている」とする（勝俣 [2001]）。その意味からすると、武力紛争の恒常化している脆弱な国家の状態において現地の人々がどのような安全を求めるのかを知ることは、おなじく恒常的に可能であるということでもある。また、武力紛争が収まり、また、再燃するという状況の繰り返しのなかで、人道的介入の論理と実践のみを取り上げて議論することは、どこまで妥当なのかという前項で述べた疑問が再び生じてくる。アフリカの紛争において、外部アクターの介入が不可欠な場合が多いのであればなおさら、人道的介入のみを抽出する議論は妥当性をもたない。カナダ政府が、予防、対応、紛争後の平和構築を連続したものとしてとらえて議論しているように、国際介入を連続した段階としてとらえ、そうした介入と国家主権の制限、国際社会への移譲（ないし委譲）の問題を包括的に検討する必要もある。

2. 介入される側のイニシアチブの尊重

第三に指摘した問題に、介入される側が完全に排除されていることへの問題性があった。

人道的介入について、カナダ政府も、また、批判論者も、正当性を問題としている。その正当性とは、介入する側のみならず介入される側に支持されるかという点である。すでに述べたように、「保護への責任」の中で **ICISS** は、意図の正しさは、多国間の活動によってよりよく確保されるし、地域的な意見、犠牲者によって明確に支持されるものである、としていた。勝俣は、アフリカの地域紛争解決について、国連や南部アフリカ共同体（**SADC**）、**ECOWAS** などのアフリカの地域機構による介入について、介入される側の論理や複雑な事情をできる限り理解し、把握しようとする努力が持続的な平和の実現に不可欠だとしている（勝俣 [2003]）。

カナダ政府の『恐怖からの自由』がどの程度、勝俣らの言う内発的な下からの「人間の安全保障」（勝俣 [1999: 65-66]）を認識しているかはさらに検討が必要

であるが、紛争が恒常化している状態においても、「どんな条件が満たされれば、人々が不安でなくなるのか」は、内発的なイニシアチブが必要とされる部分であることは確かである。

人道的介入の具体的な中身を含めて、内発的なイニシアチブを伴った人道的介入が可能か、どのような介入であれば介入される側の人間の安全が守られるかについて、過去の事例も含めて批判的に検討を深める必要がある。この点に関して、重光は、「全体主義に陥らない「人権」、「人道」は、どのようにして可能なのだろうか。強者によらない「介入（関係の仕方）」はありえるのだろうか」と問い、そのための条件を以下のように言う。すなわち、「現場で、具体的な「今、ここ」にある物質的条件、関係性から出発する試行錯誤的共同の実践の中で模索する」こと、「現場の弱者（犠牲者、被災者）の「生きられた現実」から出発すること、具体的な現場の関係を組み替えながら、柔軟で複数の可能な解決法から出発すること」などを挙げ、人道的介入に端的にあらわれる「現場なき普遍主義」に抵抗するべきであるとしている（勝俣 [2001: 106-8]）。

カナダが最適とした安全保障理事会による人道的介入の決定は、介入される側からした場合、決定的に問題がある。安全保障理事会は、経済社会理事会と異なり、NGOを公式にオブザーバーとする制度がなく、ましてや、15の構成国による審議により決定され、介入される側は決定から完全に排除される。こうした決定権をもつ機関が、脆弱な国家の人権・人道危機を「国際の平和と安全への脅威」や「平和の破壊」として集団安全保障の仕組みのもとに対応する場合は、法的には可能な手段である。問題は、そうした国連による「人間の安全保障」政策を事前、事後的にチェックする基準を「人間の安全保障」論が用意していくことであろう。武者小路らが公開書簡で示した4つの原則にみられるような判断基準を、決定権を持つ国連加盟国や国連安保理自体があらかじめ受け入れる必要がある。

3. 軍事力の役割

軍事力が人間の不安全への源泉である、とりわけ、女性と子どもにとっての不安全を構造的に生んできたという事実は、沖縄の例から明らかである。ここで、考えるべきことは、アフリカの地域紛争において人々の安全に資するような軍事力の在り方はあるのか、その軍事力が人間の不安全を生み出さないようにできる

かということである。

人道的介入の具体的な内容は、実は、さまざまである。クルド難民問題や旧ユーゴにおいて設定された安全地域、コソボ介入にみられたような軍事的な制圧行為、東ティモールなどでみられた多国籍軍による治安の維持、ソマリアの UNOSOM II に一部みられたような、人道的支援活動の防護と妨害の阻止・懲罰活動である。以上は、強制力を伴う活動であるが、そこまで至らない、平和維持活動のレベルであれば、ソマリアの UNOSOM I など多くの事例にみられたような軍事力の人道援助活動への支援である。軍事力が、人間の安全にむしろ奉仕するという、警察活動としての軍事力の利用というのは、本章の問題とした狭義の人道的介入ではなく広義のものに入るのであろうが、不可能ではないように思われるし、介入される側の安全をより強化するための検討はされる余地がある。ソマリアでは、むしろ、UNOSOM I 型の活動の「人間の安全保障」としての有用性が検討されるべきであろう。

4. 人道的介入の是非

人道的介入を最後の砦として残そうとする立場の主眼とする価値は、人命の尊重である。饗庭は、ルワンダの不介入の事例への検討を踏まえ、人命尊重の観点から、「ルワンダで死んだ人からみれば、人道的介入に国際社会における強者、富者の論理が含意されていようが、結果として人命が救われる余地があるなら当然それを求めよう」としている（饗庭 [2003]）。大量の人命の救護は、人道的介入が必要とされる大義であることは疑いが無い。しかしながら、大義において一致しても、決定においては、幾重もの深慮を要する。ICISS の「保護への責任」もその深慮を重ねようとする意思の表れであろう。

人道的介入の是非の判断には、覇権主義的な人道的介入の歴史の問題、国際社会の構造的背景、不作為の問題などさまざまな要因に基づくことが必要となる。人道的介入は合意においても制度化においても達成を見ず、不完全さを残したまま実行または不実行のケースがあるが、国際法上合法性が担保される範囲で、大量の人命の救護のためには例外的な場合として適正な人道的介入の可能性はア priori に排除するという立場を報告者はとっていない。ただし、それは、例外的な措置であるということとは認識した上である。こうした態度をとる場合には

なおさら、その介入、不介入の場合の法的、政治的な正当性の基準を詰めておく作業は無視されてはならないし、介入の結果がもたらす問題を含めて、人道的介入の「人間の安全保障」論からの批判をさらに深めて検討しなければならない。しかしながら、今後の研究の在り方として、人道的介入の立法論に終始するということは不毛であり、より望ましい複数ありうる選択肢（内発的なイニシアティブを破壊しない予防外交、平和構築など）と、市民、コミュニティ、国家、準地域、地域機関、国連機関、民間団体など、可能な選択肢による対処能力の向上を複数考察したうえで、人道的介入ないし軍事力が、なお必要とされるのかどうか、どういう目的と方法において必要とされるかを検討する方がより意味があるであろう。こうした前提にたつて、アフリカの紛争の文脈をにらんだ形で検討を深めていく必要がある。

今回の中間報告書では、アフリカの紛争の文脈における検討をする前提として、「人間の安全保障」の政策、諸論から見た人道的介入に関する論点の整理にとどまった。今後は、人道的介入も含めた外部介入の在り方について、同じく「人間の安全保障」論の視点から検討を深めていきたいが、その際の留意点として三点を上げたい。第一に、当事者に近い地域や立場の論者の論考も含めて考察を深めていきたい。第二に、介入する側の外側の立場のものが基準とするべき「人間の安全保障」の判断基準を探る作業を継続したい。第三に、アフリカの紛争について、恐怖からの自由に属する武力紛争の恒常化する事例といえる国の人間の安全を深く検討した上で本報告書の問題提起を再検討したい。今回は、その端緒を示すにすぎないが、今後、以上に示した論点を深めていきたい。

参考文献

1. 日本語文献

- 饗庭和彦 [2003]「人間の安全保障論と人道的介入：ルワンダのジェノサイドから—国家の安全保障と人間の安全保障の関係—」黒沢満『人間の安全保障と国際的な制度化』平成12年度～平成14年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(2))研究成果報告書、平成15年7月。
- [2002]「人間の安全保障論と人道的介入—ルワンダのジェノサイドを事例に方法論的な観点から」『国際安全保障』第30巻第3号、2002年12月。
- 上田秀明 [2000]「今、なぜ『人間の安全保障』なのか」『外交フォーラム』2000年2月号。
- 大沼保昭 [2001]「「人道的干渉」の法理—文際的視点からみた「人道的干渉」」『国際問題』第493号、2001年4月。
- 緒方・セン [2003]人間の安全保障委員会報告書『安全保障の今日的課題』朝日新聞社、2003年。
- 勝俣誠 [2003]「アフリカにおける平和定着の基礎条件—西部および中部アフリカ地域を事例として」『国際問題』第520号、2003年7月。
- [2001]「第2部第1章 冷戦終了後の国際情勢とアフリカにおける国内紛争をとりまく状況」総合研究開発機構(NIRA)・横田洋三共編『アフリカの国内紛争と予防外交』国際書院。
- [1999]「アフリカの地域紛争と予防外交」『国際問題』第477号、1999年12月。
- 勝俣誠編著 [2001]『グローバル化と人間の安全保障—行動する市民社会』日本経済評論社。
- 来栖薫子 [2001]「人間の安全保障—主権国家システムの変容とガバナンス」赤根谷達雄・落合浩太郎編著『新しい安全保障論の視座』亜紀書房。
- 国連開発計画(UNDP) [1994]『人間開発報告書1994』国際協力出版会。
- 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR) [2001]『世界難民白書—人道行動の50

年史』時事通信社。

———[1997]『世界難民白書 1997/8』読売新聞社。

滝澤美佐子 [2002]「平和活動における文民の役割—カナダの平和構築活動と日本の開発援助型アプローチ」『中部大学国際関係学部紀要』No.28,2002年3月。

東郷育子 [2001]「人道的介入」と国際政治の理論」『国際問題』第493号、2001年4月。

土佐弘之 [2003]『安全保障という逆説』青土社。

日本国際連合学会編 [2001]『人道的介入と国連』国際書院。

広島市立大学広島平和研究所 [2003]『人道危機と国際介入—平和回復の処方箋』有信堂。

武者小路公秀 [2003]『人間安全保障論序説—グローバル・ファシズムに抗して』国際書院。

武者小路公秀ほか [2002]「『人間安全保障』についての公開書簡」『世界』2002年5月号。

村上陽一郎 [1998]『安全学』青土社、1998年。

最上敏樹 [2001]『人道的介入—正義の武力行使はあるか—』岩波新書。

望月康恵 [2003]『人道的干渉の法理論』国際書院。

2. 外国語文献

Annan, Kofi A., [2000] *We the Peoples: the Role of the United Nations in the 21st Century*, New York: United Nations, Department of Public Information.

Canada, Department of Foreign Affairs and International Trade [2000] *Freedom from Fear*:

(http://www.humansecurity.gc.ca/freedom_from_fear_en.asp)

ICISS(International Commission on Intervention and State Sovereignty) [2001] *Responsibility to Protect*. (<http://www.iciss-ciise.gc.ca>)